

審査基準（公表用）

様式第3号
所管課 産業政策課

法令名	商店街振興組合法			法令の番号	昭和37年法律第141号				
手続名	組合の定款の変更の認可			根拠条項	第62条第2項				
審査基準	<p>第62条第2項の規定による組合の定款の変更の認可の審査基準は、次によるものとする。</p> <p>(1) 定款の変更の認可については、その内容が事務的なものである場合は特に問題はないが、組合の実態に影響を与えるもの、例えば地区、事業、組合員資格、出資一口の金額等を変更しようとするものである場合は特に慎重に検討するものとする。</p> <p>(2) 定款の変更の認可の基準は、第36条第1項の規定による組合の設立の認可に係る審査基準に準ずるものとする。ただし、第36条第1項の規定による組合の設立の認可に係る審査基準（5）は、地区の拡大に係る定款の変更についてのみ考慮するものとする。なお、この場合にあつては、商工会議所等の組織又は運営に支障を生ずるおそれがないことを証する書類の提出は、必要ないものとする。</p>								
	受付機関	産業政策課	処理機関	産業政策課	交付機関	産業政策課	標準処理期間	30日	目次
						標準経由期間	日	NO	